平成２１年（フ）第４９２号
北海道旭川市７条西４丁目１番17号　美園マンション202
債務者　木村　範子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９３号
北海道旭川市５条通24丁目392番地　市営住宅Ａ―22―42
債務者　小笠原桂子こと　小笠原柱子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９４号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛372番地の20　チェリータウンＢ―５、住民票上の住所北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛6666番地
債務者　川原　　歩（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９５号
北海道旭川市春光５条２丁目５番25号
債務者　阿部　沙織（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９６号
北海道旭川市東光10条３丁目３番10―2078号
債務者　寺田　美絵（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３４９号
横浜市南区日枝町４丁目97番地２　グレイス南太田407
債務者　関村　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５９号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目４番地の５　菅井ハイツ102号
債務者　野崎　　譲
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６０号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目４番地の５　菅井ハイツ102号
債務者　野崎　和子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５０５号
横浜市青葉区青葉台１丁目29番地36　若葉ハイツ302
債務者　尾鷲　治美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７３号
横浜市旭区西川島町63番地７
債務者　吉田　満夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８８３号
大阪市住吉区我孫子西１丁目17番13―101号
債務者　城之園かおる
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２２号
大阪府豊中市上野西２―２―30　大櫛マンション406、住民票上の住所大阪府豊中市本町１丁目６番18―201号
債務者　山﨑　敏雄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８１号
香川県仲多度郡まんのう町川東2200番地
債務者　谷本　　守
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１７９号
栃木県栃木市大町６番42号、従前の住所栃木県栃木市大町３番33号　木下アパート東側２Ｆ
債務者　茅島ふさえ（旧姓藪井）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３９号
石川県珠洲市三崎町寺家ツ部81番地８
債務者　吉川　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部